



Weekly 第77号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。今週号は2018（平成30）年10月9日（火）～10月14日（月）まで約1週間です。詳細は厚生労働省のHP等で確認してください。**赤字は重要ニュースです。**

■「生活援助中心型サービス」の手引き 事例も提示（10月9日）

厚労省は「統計的にみて通常よりかけ離れた回数の生活援助中心型サービスの利用」をケアプランに位置付ける場合の考え方や事例（5例）を盛り込んだ手引きを都道府県に通知した。財政当局などから「利用回数が多過ぎる」との批判を受けての対応策。地域ケア個別会議の進め方や専門職の役割などをガイド・アドバイスしている。一方、利用者や事業者の強い反発にも配慮し、通知に「利用制限するものではない」と付記した。

■「加算を客観的に検証し、改定に反映すべき」と提案 財政審（10月9日）

財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は社会保障制度改革の具体策を提案した。介護関係では、介護報酬改定のたびに加算が創設・拡大されていることについて「個々の効果についての客観的な検証が不十分」と批判し、加算の整理や統合を要求。また厚労省が実施している「介護事業経営実態調査」の精度を高めるよう求めた。

このほか、「要介護1、2に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行」「介護の地域差の適正化」「老健施設、介護医療院、介護療養型医療病床の多床室の室料見直し」「介護事業の統合・再編」「介護ロボットやIoTなどを活用した生産性の向上」「自己負担の原則2割」なども要求した。

■「外国人労働者の新在留資格」骨子案 閣議了承（10月12日）

政府は、外国人労働者の受入れを来年4月から拡大するための新しい在留資格制度の骨子案を関係閣僚会議で了承した。法務省は出入国管理法などの改正案を臨時国会に提出する。骨子案によると、一定の技能水準や日本語能力のある外国人の在留資格に新たに「特定技能」を設置し、対象職種を介護、建設、農業などにも広げる。「特定技能」は「1号」（滞在期間は最長5年）と、熟練した「2号」（長期滞在や家族の呼び寄せが可能）の2区分とする。「1号」から「2号」になるには技能と日本語能力の試験に合格することが原則必要とした。